

稻荷山トンネル安全対策委員会設置要綱

(設置目的)

第1条 京都市道高速道路1号線稻荷山トンネル（以下、「稻荷山トンネル」という。）について、その周辺環境に与える影響の程度を検証し、また、稻荷山トンネルの設置に起因して国の定める環境基準を超過した場合には、その原因究明及び環境保全対策について、阪神高速道路株式会社及び京都市に対して提言し、もって地域の環境の保全に寄与することを目的として、稻荷山トンネル安全対策委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験者、関係地元代表者、阪神高速道路株式会社社員、関係区役所まちづくり推進課長、建設局事業推進室担当課長から、市長が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、委嘱の日から2年とする。

2 任期途中に委員を交代する場合は、後任委員を選任する。ただし、後任委員の任期は前任者の残任期間とする。
3 委員は、通算6年を超えない範囲で再任されることができる。ただし、市長が認める場合はこの限りでない。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により学識経験者の中から選出する。
3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
4 委員長に事故があるときは、他の学識経験者の委員がその職務を代理する。

(招集及び運営)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。
3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
4 委員会の運営は、目的が達成されるよう委員によって円滑な運営を図っていくこととする。

(検証内容)

第6条 阪神高速道路株式会社が実施する供用前後の別表の環境測定結果及びこの測定結果が国の定める環境基準を上回る等予測し得なかつた環境の変化が見られる場合に必要に応じて行う詳細な調査等の結果について、科学的な知見をもとに、稲荷山トンネルの設置が周辺の環境に与える影響の程度を検証し、また、稲荷山トンネルの設置に起因して国の定める環境基準を超過した場合には、具体的な環境保全対策を検討するものとする。

2 京都市が実験的に設置する土壤脱硝施設について、科学的な知見をもとに、その実験結果等について検証するものとする。

(会議の公開)

第7条 会議は、原則として公開とする。

(委員会の庶務)

第8条 委員会の庶務は、建設局事業推進室において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年7月2日から施行する。

(経過措置)

2 第5条第1項の規定にかかわらず、最初の委員会は市長が招集する。

別 表

測 定 項 目	環 境 測 定	
大気質等 ・二酸化窒素 ・浮遊粒子状物質 ・風向・風速	供用前	供用前 1年間の季節ごとに 7日間連続の測定。
	供用後	供用後 1年間の季節ごとに 7日間連続の測定。 ただし、環境測定施設による測定箇所は、常時測定。
騒音・振動	供用前	供用前 1日間の測定。
	供用後	供用後 1日間の測定。